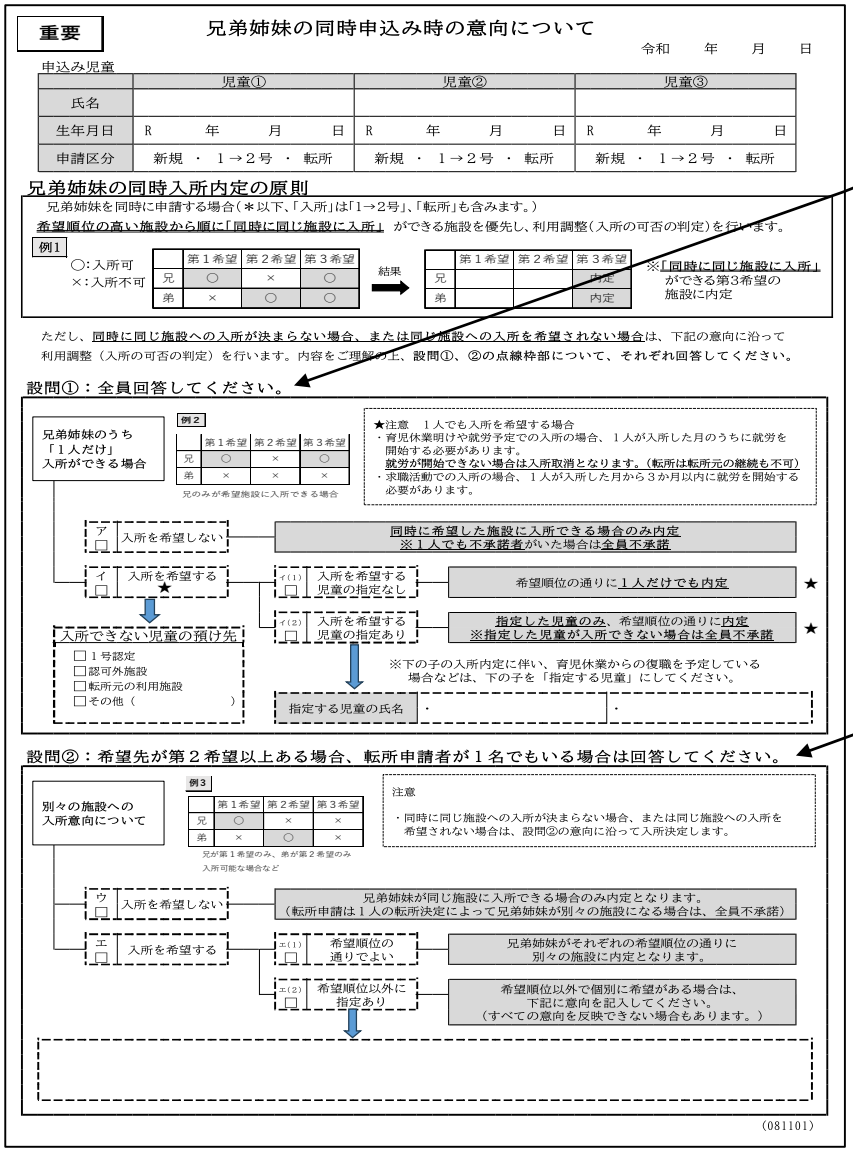
兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

お子さん2人以上が同時に保育所等への入所・転所申請をする場合については、基本的に「施設の希望順位が低くても、全員が同じ保育施設を利用できる」ように利用調整をします。

しかし、利用調整の結果、「一人だけであれば入所・転所できる」または「別々の保育所等であれば入所・転所できる」ことが起こりえます。そのため、あらかじめ別紙「兄弟姉妹の同時申込み時の意向について」を記載していただき、意向を確認させていただきます。

記載内容は入所・転所の可否に影響しますので、内容をよく確認して記入してください。



設問①では、「一人だけであれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

入所・転所不承諾になった児童の預け先について、あらかじめご検討の上で記載してください。

設問②では、「別々の施設であれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

どの施設に決まった場合であっても送迎ができるか、あらかじめご検討の上で記載してください。

※入所の翌月以降から転所申請ができます。ただし、兄弟姉妹を同じ施設に通わせたい場合は優先的に利用調整されるものの、すぐに転所できるとは限りませんのでご承知おきください。

（利用調整基準については18ページ）